

与薬依頼書（外用薬）

保育施設では原則として与薬の代行はしません。医療機関を受診し薬が処方される場合は、医師へ在園時間を伝え ① 2回の服薬（朝と夕）で処方していただく ② 3回の服薬が必要なときは朝、降園後、就寝前の服薬時間で可能かどうか相談をしていただく ①、②よりご家庭での服薬をお願いします。ただし、医師の指示により保育時間内の与薬が必要と判断された場合、裏面の「保育園での与薬について」を厳守して与薬依頼をお願いします。

ちがせ保育園 園長殿

年 月 日

保護者氏名 _____

園児氏名 _____

医師の指示により、保育園でも与薬する必要があるため、保護者の責任において園での与薬を依頼したくお願いいたします。与薬に関しては、医師の遵守事項とおりといたします。つきまして、依頼書どおりに与薬し問題が生じた場合の対応は、園へ一任し責任は問いません。

受診日 年 月 日 _____

病院名 _____

医師名 _____

病名 _____

薬の種類 目薬・塗り薬・その他（ _____ ）

使用部位 _____

使用期間 年 月 日 ～ 年 月 日迄

・ 保育園用で保管 ・ 自宅と兼用毎日持ち帰り （ いずれかに○ ）

.....
以下は保育園で記入

預かり者氏名 _____

新規 ・ 継続

返却者氏名 _____

保育園での与薬について

ちがせ保育園 園長 土屋 みどり

保育園では原則として、与薬の代行はしません。医師の診察の結果、保育中にも投薬が必要と判断された場合、下記事項をご了承の上、事前にご相談いただき必要な書類を提出後、与薬させていただきます。

<お預かりできる薬>

1. 医師が処方した薬で保育園でも与薬が必要と診断された（市販薬は不可）
※医師意見書を提出していただく場合があります。
2. 現在の病状にたいして処方された薬である（内服薬は処方発行日から与薬日数以内のもの、外用薬は処方発行日から2か月以内のものに限ります）
3. 園児本人用に処方されたもの（家族に処方されたものは不可）
4. 以前にも服薬したことがある薬
※はじめて処方された薬はご家庭で1回以上服用または使用し、副作用がないことを確認の上、保育園で与薬させていただきます。

<お預かりできない薬>

1. 保育施設の職員が症状を判断して与薬するような頓服薬
※例 発作がでたら 咳が出たらなど
2. 錠剤、解熱剤、座薬、痛み止め、下痢止め、点鼻薬、点耳薬など、保育園が与薬できないと判断した薬（急性期の病気に対する薬や誤飲・誤嚥につながりやすい薬）

<必要書類>

- ☆ 与薬依頼書 ※必要時、医師意見書の提出をお願いします。
（保育園のしおりに綴じられています。必要時コピーしてお使いください）
- ☆ 投薬情報書（薬局発行のおくすりの説明書）またはお薬手帳のコピー

<その他、注意事項>

- * 内服薬は当日の昼1回分のみ預かり与薬します。外用薬は午睡前に1回分のみ使用します。
- * 内服薬の袋、外用薬のチューブや容器にクラス・園児名を記載し、ジップロックなどの袋に入れて持参してください。
- * 内服薬は与薬する日毎に与薬依頼書を提出します。依頼書と薬は職員に手渡ししてください。
（カバンに入っている場合は与薬できないことがあります）
- * 外用薬は1か月毎に与薬依頼書の提出をお願いします。
- * お子さんの状況により（激しく拒絶する、嘔吐するなど）与薬できない場合があります。
- * ご自宅での与薬方法を職員へお伝えください。保育園では水での与薬となります。
※ジュースやゼリーなどは使用できません。ご家庭で水での服用を練習してください。
- * 食物アレルギー、熱性けいれんは個別面談後、専用の書類にてお預かりする場合があります。
- * 与薬が必要な場合は、必ず事前に保育園へご連絡ください。事前連絡がない場合や書類不備は与薬できません。また土曜保育の与薬はお受けできません。
- * 何かあれば保育園までご相談、お知らせください。